連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)

第九十六条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員	第九十五条 米国預託証券の発行等に関して要請されて お話表」という。)を米国証券取引委員会に登録している連結財務 諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠	第八章 雑則	附則	改正後
(新設)	(新設)	(新設)	附則 第七章 企業会計の基準の特例 (第九十三条・第九十四条) 第一章 企業会計の基準の特例 (第九十三条・第九十四条) 目次	改正前

	合との主要な相違点
	三 この規則 (第七章及びこの章を除く。) に準拠して作成する場
	登録状況
	二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における
	当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
	追加して注記しなければならない。
(新設)	第九十八条 第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を
	て記載しなければならない。
(新設)	第九十七条 第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつ
	会に登録しなくなつた場合には、適用がないものとする。